

屋 外 広 告 物 点 検 結 果 報 告 書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

報 告 者 住 所 〒

氏 名

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

東大阪屋外広告物条例施行規則第2条第4項の規定により、点検結果を次のとおり報告します。

設 置 場 所					
設 置 年 月 日		年 月 日		点検年月日	年 月 日
点検者 (管理者)		氏 名			前回許可番号
		住 所	〒		
		電 話 番 号			前回許可年月日
		資 格 名 称			
点検箇所	点 検 項 目			異常の有・無	改 善 の 概 要
上部構造・基礎部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき			有 無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき			有 無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化			有 無	
支持部	1 鉄骨接合部 (溶接部・プレート) の腐食、変形、隙間			有 無	
	2 鉄骨接合部 (ボルト、ナット、ビス) のゆるみ、欠落			有 無	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形			有 無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等			有 無	
	3 取付対象部 (柱・壁・スラブ) ・取付部周辺の異常			有 無	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落			有 無	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損			有 無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり			有 無	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光			有 無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水			有 無	
	3 周辺機器の劣化、破損			有 無	
その他	1 付属部材の腐食、破損			有 無	
	2 避雷針の腐食、損傷			有 無	
	3 その他点検した事項 ()			有 無	

- 注) 1 報告者は、継続の許可の申請者又は当該広告物若しくは掲出物件の管理者であること。
- 2 高さが4メートルを超える広告物 (建造物の壁面に直接塗装して表示するものその他これに類するもの又は簡易広告物を除く。) 又は掲出物件について提出すること。
- 3 「異常の有無」は、該当するものを○で囲むこと。
- 4 点検者の資格を証する書面の写しを添付すること。点検者の資格は次のとおり。
- 屋外広告士 (登録試験機関が実施する試験に合格した者又は経過措置により有資格者とみなされる者)
- 都道府県又は指定都市若しくは中核市が実施する屋外広告物講習会の課程修了者
- 屋外広告業の事業者団体が公益を目的とする事業として実施する屋外広告物の点検に関する技能講習の修了者
- 建築士 (建築士法による)
- 第1種・第2種電気工事士、特殊電気工事資格者又は認定電気工事従事者 (電気工事士法による)
- 第1種・第2種・第3種電気主任技術者 (電気事業法により免状の交付を受けた者)
- 広告美術仕上げ又は帆布製品製造に関する職業能力開発促進法の準則訓練修了者、職業訓練指導員免許保持者又は技能検定合格者

点検結果報告書記載例

※令和7年10月1日以降の継続申請では、この様式に添って点検を実施してください。

屋外広告物点検結果報告書

令和7年10月2日

(宛先) 東大阪市長

報告は、許可申請者あるいは管理者がおこなってください。報告者が法人の場合は、法人の住所・名称・代表者の氏名を記入してください。

報告者 住所 〒東大阪市荒本北〇丁目〇番〇号
株式会社 ○○
氏名 代表取締役 東大阪 太郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

東大阪屋外広告物条例施行規則第2条第4項の規定により、点検結果を次のとおり報告します。

設置場所	東大阪市荒本北〇丁目〇番〇号			
設置年月日	平成14年6月12日	点検年月日	令和7年9月12日	
点検者(管理者)	氏名	東大阪 太郎	前回許可番号	東大阪土み第〇〇号
	住所	〒東大阪市荒本北〇丁目〇番〇号		
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	前回許可年月日	令和5年12月12日
	資格名称	屋外広告士第〇〇号		
点検箇所	点検項目	異常の有・無	改善の概要	
上部構造・基礎部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有 無		
	2 基礎	有 無		
	3 鉄骨	有 無		
支持部	1 鉄骨接	有 無		
	2 鉄骨接	有 無		
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 無		
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 無		
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有 無		
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有 無		
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有 無		
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有 無		
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有 無		
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有 無		
	3 周辺機器の劣化、破損	有 無		
その他	1 付属部材の腐食、破損	有 無		
	2 避雷針の腐食、損傷	有 無		
	3 その他点検した事項()	有 無		

注) 1 報告者は、継続の許可の申請者又は当該広告物若しくは掲出物件の管理者であること。
2 高さが4メートルを超える広告物(建造物の壁面に直接塗装して表示するものその他これに類するもの又は簡易広告物を除く。)又は掲出物件について提出すること。
3 「異常の有無」は、該当するものを○で囲むこと。
4 点検者の資格を証する書面の写しを添付すること。点検者の資格は次のとおり。
○屋外広告士(登録試験機関が実施する試験に合格した者又は経過措置により有資格者とみなされる者)
○都道府県又は指定都市若しくは中核市が実施する屋外広告物講習会の課程修了者
○屋外広告業の事業者団体が公益を目的とする事業として実施する屋外広告物の点検に関する技能講習の修了者
○建築士(建築士法による)
○第1種・第2種電気工事士、特殊電気工事資格者又は認定電気工事従事者(電気工事士法による)
○第1種・第2種・第3種電気主任技術者(電気事業法により免状の交付を受けた者)
○広告美術仕上げ又は帆布製品製造に関する職業能力開発促進法の準則訓練修了者、職業訓練指導員免許保持者又は技能検定合格者